

社協会費ご協力のお願い

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法第109条※に規定された民間の福祉団体で、全国の市区町村に設置されています。市民の皆さまを会員として、地域福祉の向上を目的としたさまざまな事業を行っています。

皆さまにご協力いただく社協会費には、市民の皆さま一人ひとりが、地域福祉を自らの活動として受け止め、福祉のまちづくりを進める主体としてご参加いただくという意味があります。どうぞ社協の事業活動にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※社会福祉法第109条の内容は、裏面をご参照ください。

地域福祉権利
擁護事業

123円(17.6%)

地域での見守り
支援活動の仕組み
づくり

190円(27.2%)

福祉
コミュニティー
の支援・組織化

51円(7.2%)

小地域活動支援
事業

179円(25.6%)

中長期計画の
策定及び進捗
管理

16円(2.2%)

総合相談事業

22円(3.2%)

ボランティア
支援事業

46円(6.6%)

福祉教育・啓発
事業

39円(5.6%)

その他

34円(4.9%)

野洲市社会福祉協議会の

一般会費は一世帯 700円です。

社協会費 Q & A

Q 1. 社協会費って何ですか？

社協は、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるまちづくりを目指し、住民参加の地域福祉活動を進めています。左記のような各種事業は、住民の皆さまからの会費によって支えられています。

社協は、皆さまから寄せられる会費や寄付金を自主財源として活用し、地域に向けてさまざまな福祉事業を展開することで、住民の皆さまに還元していきます。

Q 2. 会員全員にメリットはあるの？会費は何に使われるの？

会員は地域住民の支えあいの精神に基づいています。会員の方全てがサービスを直接受けるものではなく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる、福祉のまちづくりの財源となるものです。

会費の使い道は、地域の代表者、ボランティア団体、福祉団体等で構成される理事会、評議員会において審議され、各種広報を通じて皆さまにお知らせいたします。

福祉懇談会を開催しませんか？

社協会費を納める機会に、「改めて地域のこれからのことを住民皆で考えたい。」「社協の活動のことも詳しく知りたい。」と言ったご要望がございましたら、是非、社協事務局までご相談ください。本会職員が出向き、地域福祉活動について皆さまの声を聴き、私たちも一緒に考え、行動してまいります。

「住み慣れた地域で

いつまでも幸せに暮らしていきたい……」

そんな願いを実現していくため

野洲市社会福祉協議会は、

さまざまな活動を行っています。

